

外国人材向けオンライン日本語学習支援業務委託仕様書

1 委託業務名

外国人材向けオンライン日本語学習支援業務

2 業務目的

本県の外国人労働者数は過去最高を更新し、今後も増加が見込まれる一方で、令和9年度からは新たな「育成就労制度」が導入され、転籍制限が緩和されることにより、外国人材がより労働条件のよい県外に流出することが懸念される。

外国人材が安定した生活を送りながら、職場で活躍し、長く働き続けるには一定程度の日本語能力が必要であり、雇用している企業による支援が不可欠であるが、個別に日本語学習支援体制を整えることが難しい企業に対し、利便性の高いオンライン形式による日本語学習環境を提供することで、外国人材の日本語能力向上を支援するとともに、外国人材の県内中小企業者等への定着を促進する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務概要

受託者は、下記7に規定する一連の業務を行うこと。

なお、本業務の具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に当会と協議の上、決定する。

5 学習対象者

県内中小企業者等で就労している技能実習及び特定技能の外国人材
受講者数は100人を想定とする。

6 日本語学習システム利用期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで（予定）

※具体的な期間は、当会と協議の上、決定する。

7 業務内容

（1）オンライン日本語学習システムの構築・利用者サポート

- ・学習方法は、インターネットを用いたオンライン形式（動画によるオンデマンド型等）とし、効果的に日本語を学習できる方法とすること。
- ・パソコン、スマートフォン及びタブレット等の情報端末機器で利用できるものとする。想定するブラウザの動作環境は以下のとおりであり、各OSやブラウザのバージョンアップにも対応すること。

	パソコン	スマートフォン・タブレット
OS	Windows 11以上	iOS/iPad OS Android
ブラウザ	Microsoft Edge	Mobile Safari

	Google Chrome Firefox	Google Chrome
--	--------------------------	---------------

- ・受講者の日本語能力に応じて学習できる構成とし、「日本語教育の参照枠」 A1～B2（日本語能力試験 N5～N2相当）程度を学習できるコンテンツとすること。
- ・日本で生活する上で必要な、日本独自の文化や生活習慣・基礎マナー等を学習できるコンテンツがあること。また、全ての受講者が当該コンテンツを視聴するよう工夫を講じること。
- ・受講者が自由に選択し、繰り返し学習できるものであること。
- ・当会及び企業の学習担当責任者等が、受講者の学習進捗状況を把握できる機能があること。
- ・当会及び学習担当責任者向けの操作マニュアルを作成すること。
- ・システムの対応言語は、日本語のほか、英語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ミャンマー語、を必須とし、その他の言語については、受託者の任意とする。
- ・受講者がオンライン環境のみで学習できるものにする。
- ・当会が県内中小企業者等を対象に実施する事業説明会に参加し、システムの操作方法及び登録支援等について説明すること。（3回程度を想定）
- ・オンライン日本語学習システムの利用方法等について、受講者又は学習担当責任者からメールなどで質問を受け付けられる体制を構築すること。
- ・質問を受け付けた場合は、原則2営業日以内にメールなどにより回答すること。

（2）オンライン日本語学習システムの運用・管理

- ・サーバーやネットワークの監視・保守、定期的なメンテナンス及び障害対応を行うこと。
- ・システム障害等が発生した場合には、速やかに当会に報告し、復旧にあたること。
- ・メンテナンス作業のため、システムの停止を行う場合には、受講者及び学習担当責任者に対し、ホームページやメール等により事前に周知を図ること。また、当該作業の実施に関する工程表を作成し、十分な時間的余裕をもって当会と調整・打ち合わせを行うこと。

（3）受講者の募集及び受付

- ・申請された学習担当責任者や受講者のログインID・パスワードの発行、通知、管理等を適宜実施すること。（受講者1人につき1受講アカウント）
- ・当会と協議の上、本事業をウェブ上で受け付けるためのツール（ウェブページ等）を作製すること。

8 提出物及び提出先

以下の提出物を、それぞれデータ又は郵送で提出すること。

- ・月次報告書（翌月10日まで）
- ・会議等議事録（会議及び打合せ後14日以内）
- ・業務完了報告書（業務完了後7日以内）

○提出先及び問合せ先

島根県中小企業団体中央会 雇用対策課

〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4

T E L : 0852-21-4809 FAX : 0852-26-5686

E-mail: gaikoku-jinzai@crosstalk.or.jp

9 留意事項

(1) 業務実施、進捗状況の報告等

- ・受託者は、本業務の進捗状況を8に定める月次報告書により報告し、当会と連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施を図ること。
- ・受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに当会と協議・調整を行うこと。
- ・受託者は、本業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず当会に早急に報告し、対応について当会に協議すること。

(2) 実施体制

- ・業務の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な体制を確実に整備すること。
- ・本業務における連絡窓口は一本化すること。
- ・本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。

(3) 著作権の取扱い

- ・本事業において新たに製作する成果物の著作権は当会に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に使用する場合は、当会の承諾を受けなければならない。
- ・受託者は、本事業を実施するにあたり、著作権等の知的財産権の帰属については最新の注意を払い、必要に応じて第三者たる権利の持続者から利用の許諾を受けるなど、法的紛争の回避に努めること。
- ・受託者が本事業を実施するにあたり、当会の責めによらない事由により、第三者との間で著作権等の知的財産権やその他の紛争が生じた場合は、受託者がその責任において対応し、当会は一切の対応を行わず、責任を負わない。
- ・受託者が当会の指示によらずして、第三者に対し著作権等に係る使用料等の支払いが必要となった場合は、受託者がそれを負担すること。

(4) 機密の保持

- ・受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

(5) 再委託

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場

合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を当会に提示し、当会から承諾を得た場合はこの限りではない。

- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ・再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(6) その他

- ・契約の締結、本業務の実施に必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者が負担すること。
- ・本業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、当会は受託者に協議を申し出る場合があり、受託者は委託料の範囲内において、仕様の変更に可能な限り応じること。
- ・本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、当会と協議の上、処理すること。